

災害救助法適用地域の 世帯の学生に対する 緊急採用・応急採用について

このたび下記のとおり災害救助法適用地域及び適用日が定められました。ついては、当該の災害により家計が急変し、奨学金の貸与を希望する者について、緊急採用及び応急採用で該当者の申請を受け付けます。

希望者は、学生課までお問い合わせください。

1. 災害救助法適用地域及び適用日

災害救助法適用地域		適用日
13都県315市区町村	【岩手県】宮古市、他 【宮城県】仙台市、他 【茨城県】日立市、他 【群馬県】高崎市、他 【東京都】八王子市、他 【新潟県】上越市、他 【長野県】長野市、他	【福島県】郡山市、他 【栃木県】宇都宮市、他 【埼玉県】熊谷市、他 【神奈川県】川崎市、他 【山梨県】富士吉田市、他 【静岡県】伊豆の国市、他
		10月12日 10月13日

2. 貸与始期及び貸与終期

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用 (第一種奨学金)	2019年10月以降で申込者が希望する月	2020年3月
応急採用 (第二種奨学金)	2019年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月まで

※ 申請には、罹災（被災）証明書等が必要になります。

※貸与奨学金は卒業後は返済が始まります。